

【令和2年4月1日改正概要】

建設工事の現場代理人の常駐義務緩和等の見直しについて

1 兼任要件緩和の改正の理由

現場代理人の常駐義務緩和等につきましては、平成26年度より実施してきましたが、昨今の建設労働者の不足、技術者、現場代理人等の効率的な活用を図り、建設工事現場での生産性の向上が求められている現在の状況を踏まえ、一定程度の常駐緩和等の兼任配置や常駐緩和の工事金額規模等を拡大するものであります。

2 改正内容

【現場代理人の常駐緩和】

	改正後	改正前
兼任可能 工事規模	請負金額が 3,500 万円未満 (建築一式工事は 7,000 万円未満)	請負金額が 500 万円未満 (工種問わず)
件数	2 件若しくは 3 件	2 件
工事現場 の範囲	原則、新ひだか町内	同 左
発注機関	公共工事（他の地方公共団体等発注 工事も含む。）	新ひだか町発注工事
届出	現場代理人兼任届出により兼任要件 等を確認、兼任可否の回答 (他の地方公共団体等発注工事との 兼任は、他発注機関が認めた場合に 限る。)	現場代理人兼任届出により兼任内容 等を確認、兼任可否の回答
連絡対応	現場を離れる場合には、連絡員を配 置（連絡員は受注者の社員等で確実 に連絡が可能である者）	同 左
兼任を 認めない 工事の例示 (整理)	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度において、完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工 事成績評定における基準点（65点）未満があるとき。 ・工事現場を兼任する現場代理人が、他の工事専任の監理技術者の配置 を要する工事又は事前に見込まれる工事 ・低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事 ・新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は 経常建設共同企業体で施工する工事 ・工事内容又は施工の難易度、発注方法等により発注者が兼任を認めない 工事 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人について直接的な雇用関係のある者の設置に努めること。 ・共同企業体における現場代理人の配置 ・現場代理人の常駐を要しない期間の追加整理 <ul style="list-style-type: none"> ※ 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得等の理 由により、代理の現場代理人を配置する際の短期代理届出関係の整理 ※ フレックス工期等を採用した工事等の記述追加 	

等

【専任で配置を要する主任技術者の兼務等】

	改正後	改正前
密接な関係のある工事	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所であること。	同 左
兼任対象工事規模	請負金額が3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上） ※専任の監理技術者の配置を要する（見込まれる）工事は除く。	同 左
件数	原則2件程度	2件
工事現場の範囲	新ひだか町内に限定しない	原則、新ひだか町内
発注機関	公共工事 （他の地方公共団体等発注工事も含む。）	新ひだか町発注工事
届出	専任を要する主任技術者等兼任届により兼任要件・理由等を確認、兼任可否の回答 （他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限る。）	公告・指名通知等において兼任を認める旨の条件を付す。
連絡対応	現場を離れる場合には、連絡員を配置（連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者）	同 左
兼任を認めない工事の例示（整理）	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度において、完成した新ひだか町発注工事において、同種工事の工事成績評価における基準点（65点）未満があるとき。 ・専任の監理技術者の配置を要する工事又は事前に見込まれるとき工事 ・低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査を経て契約を締結する工事 ・新ひだか町共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体で施工する工事 ・工事内容又は施工の難易度、発注方法等により発注者が兼任を認めない工事 ・専任配置が必要な公共性のある施設等に関する重要な工事をより適正な確保をするという趣旨で、個々の工事の難易度等の条件も踏まえて判断が必要とする。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体における主任技術者等の配置 ・主任技術者等の専任を要しない期間の追加整理 ※ 技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得等の理由により、代理の現場代理人を配置する際の短期代理届出関係の整理 ※ フレックス工期等を採用した工事等の記述追加 	等

3 常駐緩和等の見直しによる期待する効果

- ・ 工事の工期期間における余裕期間制度の導入と併せて、建設労働者の不足、技術者、現場代理人等の効率的な活用を図ることによる建設工事現場での生産性の向上
- ・ 建設労働者等の確保が困難なための入札不調等の回避
- ・ 公共工事の受注機会の向上
- ・ 現場代理人の職務遂行の向上、技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で現場代理人等が短期間工事現場を離れることについての取扱いを整理することによる、建設業におけるワークライフバランスの推進等への配慮、適切な施工体制を確保するための技術力等の向上の機会への対応の改善 等

4 施工時期

令和2年4月1日以降に契約を締結し、施工する建設工事から適用する。

【参考】 工事現場における職務内容と専任（常駐）意味

職務	内容及び意味
主任技術者等の職務内容	<p>主任技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う。</p> <p>（監理技術者は建設工事全体の統括的工程管理の役割を担う）</p>
（専任とは）	<p>現場代理人の工事現場への常駐の意味とは異なり、他の工事現場に係る主任技術者等の職務を兼務しないで、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみ従事することを意味し、「必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。</p>
現場代理人の職務内容	<p>請負契約の履行に関して工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更・請求・受領及び契約の解除など重要事項を除いて、この契約に基づく受注者の一切の任務を代行する者で、施工技術上の管理をつかさどる主任技術者と違う役割を担うものであり、特段の資格を必要とはしていない。</p>
（常駐とは）	<p>常駐とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。</p> <p>運営、取締りとは、請負契約に基づく工事の施工に関し、請負者において行う工事現場に関するすべての管理行為を指すものと解する。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の行為のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。</p> <p>なお、個々の具体的な契約にあたっては、「現場代理人が請負者の一切の権限を行使すること。」が妥当でないこともあるため、あらかじめ書面をもって発注者に通知した場合には、現場代理人の権限を制限し、請負者自らがこれを行行使できるとしている。（標準契約約款第10条）</p>